

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(自己資本比率規制の第3の柱(市場規律))として、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を、当該告示に則り、本章で開示します。
 なお、本章中における「告示」は平成18年3月27日 金融庁告示第19号、自己資本比率規制の第1の柱(最低所要自己資本比率)を指しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本の構成に関する開示事項(連結・単体)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注)標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

【連結】

(単位:百万円)

項 目	平成28年 9月末	経過措置による 不算入額	平成29年 9月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	33,762		34,915	
うち、資本金及び資本剰余金の額	16,038		16,038	
うち、利益剰余金の額	17,767		18,921	
うち、自己株式の額(△)	43		44	
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	49		68	
うち、為替換算調整勘定				
うち、退職給付に係るものの額	49		68	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	974		792	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	974		792	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,360		1,180	
非支配株主持分のうち経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	617		561	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 36,764		37,518	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	755	1,133	956	637
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	755	1,133	956	637
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			120	80
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額	116	175	177	118
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 872		1,254	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 35,892		36,263	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	335,102		353,497	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,957		4,284	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	1,133		637	
うち、繰延税金資産			80	
うち、退職給付に係る資産	175		118	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,129		△300	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	3,778		3,748	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,108		20,687	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 356,210		374,185	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.07%		9.69%	

自己資本比率規制の第3の柱
市場規律に基づく開示

【単体】

(単位:百万円)

項 目	平成28年 9月末	経過措置による 不算入額	平成29年 9月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	32,815		33,888	
うち、資本金及び資本剰余金の額	16,038		16,038	
うち、利益剰余金の額	16,820		17,895	
うち、自己株式の額(△)	43		44	
うち、社外流出予定額(△)	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	930		751	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	930		751	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,360		1,180	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,105		35,821	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	747	1,121	949	632
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	747	1,121	949	632
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	120	80
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	90	136	142	94
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	838		1,211	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	34,267		34,609	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	331,990		350,112	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,906		4,256	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,121		632	
うち、繰延税金資産	—		80	
うち、前払年金費用	136		94	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,129		△300	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	3,778		3,748	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,246		19,845	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	352,236		369,958	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.72%		9.35%	

【定量的な開示事項】

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	連 結				単 体			
	平成28年9月末		平成29年9月末		平成28年9月末		平成29年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】								
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	7	0	2	0	7	0	2	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	15	0	292	11	15	0	292	11
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	153	6	—	—	153	6
我が国の政府関係機関向け	2,051	82	2,194	87	2,051	82	2,194	87
地方三公社向け	40	1	62	2	40	1	62	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,222	728	15,556	622	18,222	728	15,556	622
法人等向け	92,555	3,702	104,125	4,165	92,555	3,702	104,125	4,165
中小企業等向け及び個人向け	115,748	4,629	122,328	4,893	115,748	4,629	122,328	4,893
抵当権付住宅ローン	10,375	415	9,792	391	10,375	415	9,792	391
不動産取得等事業向け	54,942	2,197	54,469	2,178	54,942	2,197	54,469	2,178
三月以上延滞等	1,938	77	1,408	56	1,779	71	1,237	49
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,100	84	1,820	72	2,100	84	1,820	72
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	11,208	448	16,804	672	11,208	448	16,804	672
(うち出資等のエクスポージャー)	11,208	448	16,804	672	11,208	448	16,804	672
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	20,737	829	15,631	625	17,793	711	12,426	497
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,298	91	2,108	84	2,106	84	1,901	76
(うち上記以外のエクスポージャー)	18,439	737	13,523	540	15,686	627	10,525	421
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,778	151	3,748	149	3,778	151	3,748	149
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,129	△85	△300	△12	△2,129	△85	△300	△12
資産(オン・バランス) 計	331,592	13,263	348,090	13,923	328,489	13,139	344,714	13,788
【オフ・バランス取引等項目】								
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	66	2	86	3	66	2	86	3
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—	—	—	—	—	—	—
NIF又はRUF	—	—	—	—	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	972	38	2,404	96	972	38	2,404	96
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,090	83	2,511	100	2,081	83	2,502	100
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	185	7	137	5	185	7	137	5
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	41	1	44	1	41	1	44	1
派生商品取引	60	2	77	3	60	2	77	3
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
オフ・バランス取引等 計	3,417	136	5,261	210	3,408	136	5,252	210
【CVAリスク相当額】(簡便的リスク測定方式)	90	3	109	4	90	3	109	4
【中央清算機関関連エクスポージャー】	1	0	35	1	1	0	35	1
合 計	335,102	13,404	353,497	14,139	331,990	13,279	350,112	14,004

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

自己資本比率規制の第3の柱
市場規律に基づく開示

(2) 総所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	連 結		単 体	
	平成28年9月末	平成29年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	13,404	14,139	13,279	14,004
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	844	827	809	793
合 計	14,248	14,967	14,089	14,798

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

《連結》

(単位:百万円)

	平成28年9月末					平成29年9月末				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	主な種類別内訳					主な種類別内訳				
	貸付金・コミットメント及び その他のデリバティブ取引の オフ・バランス取引 (注1)	債 券	デリバティブ取引			貸付金・コミットメント及び その他のデリバティブ取引の オフ・バランス取引 (注1)	債 券	デリバティブ取引		
国内計	845,235	522,713	177,927	315	2,036	836,430	535,844	172,939	567	1,552
国外計	3,000	—	3,000	—	—	4,221	—	4,221	—	—
地域別合計	848,235	522,713	180,927	315	2,036	840,652	535,844	177,161	567	1,552
製造業	36,189	35,690	—	—	112	39,127	38,270	—	—	91
農業、林業	770	770	—	—	—	783	783	—	—	—
漁業	650	650	—	—	—	450	450	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	660	660	—	—	5	547	547	—	—	3
建設業	30,354	30,279	—	—	83	29,281	29,225	—	—	105
電気・ガス・熱供給・水道業	9,089	8,903	—	—	—	15,043	14,984	—	—	—
情報通信業	3,308	2,932	—	—	—	4,064	3,716	—	—	—
運輸業、郵便業	17,808	17,699	—	—	122	17,155	17,045	—	—	48
卸売業、小売業	35,427	35,006	—	—	339	33,622	33,231	—	—	137
金融業、保険業	182,491	64,359	46,099	1	—	147,376	66,123	40,986	31	—
不動産業、物品賃貸業	67,270	67,238	—	—	753	66,984	66,952	—	—	701
各種サービス業	41,875	41,778	—	—	214	41,871	41,760	—	—	117
国・地方公共団体	172,887	65,610	107,270	—	—	169,055	66,085	102,964	—	—
個人	150,790	150,790	—	—	405	185,281	156,361	—	—	347
その他	98,661	342	27,557	313	—	90,006	305	33,210	535	—
業種別合計	848,235	522,713	180,927	315	2,036	840,652	535,844	177,161	567	1,552
1年以下	93,568	68,181	25,071	315	—	89,381	67,509	21,303	567	—
1年超3年以下	89,305	41,618	47,653	—	—	96,138	48,958	47,179	—	—
3年超5年以下	97,640	58,898	38,742	—	—	88,508	57,890	30,618	—	—
5年超7年以下	81,593	58,170	23,423	—	—	81,810	57,460	24,305	—	—
7年超10年以下	142,944	100,000	42,903	—	—	144,441	101,053	43,388	—	—
10年超	182,977	180,138	2,832	—	—	189,777	180,606	9,165	—	—
期間の定めのないもの	160,205	15,705	300	—	—	150,593	22,365	1,200	—	—
残存期間別合計	848,235	522,713	180,927	315	—	840,652	535,844	177,161	567	—

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー

3. 上表には、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含めておりません。

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成28年9月末				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	主な種類別内訳				
	現金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引 (注1)	債券	デリバティブ取引		
国内計	841,907	523,000	177,927	315	1,778
国外計	3,000	—	3,000	—	—
地域別合計	844,907	523,000	180,927	315	1,778
製造業	36,189	35,690	—	—	112
農業、林業	770	770	—	—	—
漁業	650	650	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	660	660	—	—	5
建設業	30,323	30,248	—	—	52
電気・ガス・熱供給・水道業	9,089	8,903	—	—	—
情報通信業	3,308	2,932	—	—	—
運輸業、郵便業	17,808	17,699	—	—	122
卸売業、小売業	35,422	35,006	—	—	339
金融業、保険業	182,491	64,359	46,099	1	—
不動産業、物品賃貸業	67,967	67,935	—	—	740
各種サービス業	41,846	41,778	—	—	214
国・地方公共団体	172,887	65,610	107,270	—	—
個人	150,411	150,411	—	—	192
その他	95,079	342	27,557	313	—
業種別合計	844,907	523,000	180,927	315	1,778
1年以下	93,576	68,190	25,071	315	
1年超3年以下	89,614	41,926	47,653	—	
3年超5年以下	97,800	59,057	38,742	—	
5年超7年以下	81,584	58,161	23,423	—	
7年超10年以下	142,944	100,000	42,903	—	
10年超	182,977	180,138	2,832	—	
期間の定めのないもの	156,409	15,525	300	—	
残存期間別合計	844,907	523,000	180,927	315	

	平成29年9月末				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	主な種類別内訳				
	現金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引 (注1)	債券	デリバティブ取引		
国内計	832,902	535,906	172,939	567	1,305
国外計	4,221	—	4,221	—	—
地域別合計	837,124	535,906	177,161	567	1,305
製造業	39,127	38,270	—	—	91
農業、林業	783	783	—	—	—
漁業	450	450	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	547	547	—	—	3
建設業	29,255	29,199	—	—	79
電気・ガス・熱供給・水道業	15,043	14,984	—	—	—
情報通信業	4,064	3,716	—	—	—
運輸業、郵便業	17,155	17,045	—	—	48
卸売業、小売業	33,617	33,231	—	—	137
金融業、保険業	147,376	66,123	40,986	31	—
不動産業、物品賃貸業	67,406	67,374	—	—	689
各種サービス業	41,842	41,760	—	—	117
国・地方公共団体	169,055	66,085	102,964	—	—
個人	184,948	156,028	—	—	138
その他	86,449	305	33,210	535	—
業種別合計	837,124	535,906	177,161	567	1,305
1年以下	89,454	67,582	21,303	567	
1年超3年以下	96,298	49,119	47,179	—	
3年超5年以下	88,500	57,881	30,618	—	
5年超7年以下	81,810	57,460	24,305	—	
7年超10年以下	144,441	101,053	43,388	—	
10年超	189,777	180,606	9,165	—	
期間の定めのないもの	146,841	22,203	1,200	—	
残存期間別合計	837,124	535,906	177,161	567	

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー

3. 上表には、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含めておりません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

〈連結〉

(単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成28年度中間期	1,008	△33	974
	平成29年度中間期	858	△66	792
個別貸倒引当金	平成28年度中間期	2,482	△219	2,263
	平成29年度中間期	2,306	△215	2,090
特定海外債権引当勘定	平成28年度中間期	—	—	—
	平成29年度中間期	—	—	—
合計	平成28年度中間期	3,491	△253	3,238
	平成29年度中間期	3,164	△281	2,882

〈単体〉

(単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成28年度中間期	961	△30	930
	平成29年度中間期	818	△66	751
個別貸倒引当金	平成28年度中間期	2,110	△217	1,892
	平成29年度中間期	1,977	△204	1,772
特定海外債権引当勘定	平成28年度中間期	—	—	—
	平成29年度中間期	—	—	—
合計	平成28年度中間期	3,071	△248	2,823
	平成29年度中間期	2,795	△271	2,523

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成28年度中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	2,482	△219	2,263
国外計	—	—	—
地域別合計	2,482	△219	2,263
製造業	274	1	275
農業、林業	2	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	82	33	115
電気・ガス・熱供給・水道業	63	△2	60
情報通信業	0	△0	0
運輸業、郵便業	336	△14	321
卸売業、小売業	87	9	96
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	483	△205	278
各種サービス業	521	△27	494
国・地方公共団体	—	—	—
個人	593	△18	574
その他	37	5	43
業種別合計	2,482	△219	2,263

	平成29年度中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	2,306	△215	2,090
国外計	—	—	—
地域別合計	2,306	△215	2,090
製造業	334	△3	331
農業、林業	1	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	180	△9	171
電気・ガス・熱供給・水道業	57	△57	—
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	306	△11	294
卸売業、小売業	103	△10	93
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	265	△31	234
各種サービス業	486	△79	406
国・地方公共団体	—	—	—
個人	533	△9	523
その他	35	△3	32
業種別合計	2,306	△215	2,090

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成28年度中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	2,110	△217	1,892
国外計	—	—	—
地域別合計	2,110	△217	1,892
製造業	274	1	275
農業、林業	2	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	64	36	100
電気・ガス・熱供給・水道業	63	△2	60
情報通信業	0	△0	0
運輸業、郵便業	336	△14	321
卸売業、小売業	87	9	96
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	469	△204	264
各種サービス業	521	△27	494
国・地方公共団体	—	—	—
個人	290	△14	275
その他	—	—	—
業種別合計	2,110	△217	1,892

	平成29年度中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	1,977	△204	1,772
国外計	—	—	—
地域別合計	1,977	△204	1,772
製造業	334	△3	331
農業、林業	1	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	168	△6	161
電気・ガス・熱供給・水道業	57	△57	—
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	306	△11	294
卸売業、小売業	103	△10	93
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	253	△30	222
各種サービス業	486	△79	406
国・地方公共団体	—	—	—
個人	265	△6	259
その他	—	—	—
業種別合計	1,977	△204	1,772

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成28年度中間期			平成29年度中間期	
	連 結	単 体		連 結	単 体
製造業	—	—	製造業	—	—
農業、林業	—	—	農業、林業	—	—
漁業	—	—	漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—	建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—	情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—	運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—	卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—	金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—	各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—	国・地方公共団体	—	—
個人	0	—	個人	0	—
その他	—	—	その他	—	—
業種別合計	0	—	業種別合計	0	—

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額							
	連 結				単 体			
	平成28年9月末		平成29年9月末		平成28年9月末		平成29年9月末	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	17,157	293,920	27,228	259,052	17,157	293,920	27,228	259,051
0%超 10%以下	—	42,568	—	41,003	—	42,568	—	41,003
10%超 20%以下	87,849	2,802	80,446	5,619	87,849	2,802	80,446	5,619
20%超 35%以下	—	29,644	—	27,978	—	29,644	—	27,978
35%超 50%以下	39,607	1,031	53,712	399	39,607	1,031	53,712	399
50%超 75%以下	13,000	154,880	8,000	165,076	13,000	154,880	8,000	165,076
75%超 100%以下	8,044	147,296	6,694	153,595	8,044	144,501	6,694	150,612
100%超 150%以下	—	1,012	2,000	730	—	905	2,000	616
150%超 350%以下	—	300	245	1,200	—	300	245	1,200
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	165,658	673,456	178,328	654,655	165,658	670,554	178,328	651,558

(注)1.[格付適用]とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、[格付不適用]とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

2.[格付適用]エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれます。

3.上表には、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含めておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	連 結		単 体	
	平成28年9月末	平成29年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,446	2,070	2,446	2,070
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	—	3,175	—	3,175

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額の算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式(注)にて算出しております。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

目録比率規制の第3の柱
市場規律に気づく開示

(2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位:百万円)

	連 結		単 体	
	平成28年9月末	平成29年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
グロス再構築コストの額	84	7	84	7
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	315	567	315	567
派生商品取引	315	567	315	567
外国為替関連取引	300	359	300	359
金利関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	14	208	14	208
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	313	567	313	567

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引は含まれておりません。

2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

(3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

該当ありません。

(4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

(5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

〈連結及び単体〉

該当ありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

〈連結及び単体〉

該当ありません。

運用勘定		
区 分	金利リスク量	
	平成28年9月末	平成29年9月末
貸出金	1,417	2,743
有価証券	1,414	2,853
市場性運用	9	—
その他	0	0
運用勘定合計	2,841	5,596
調達勘定		
区 分	金利リスク量	
	平成28年9月末	平成29年9月末
定期性預金	63	344
要求払預金	285	1,294
市場性調達	△0	11
その他	—	—
調達勘定合計	348	1,650
金融派生商品(金利受取サイド)	—	—
金融派生商品(金利支払サイド)	—	—
銀行勘定の金利リスク	2,492	3,946
(参考)自己資本比率規制の第2の柱におけるアウトライヤー比率	7.272%	11.402%

- (注) 1.自己資本比率規制における銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、銀行勘定において市場金利に影響を受けるもの(貸出金、有価証券、預金等)が、一定のルールにおける金利ショックにより発生する経済的価値の変動額(リスク量)を見るものです。当行では、金利ショックを保有期間1年、過去5年の観測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックとして捉え、その金利ショック下における銀行勘定の金利リスクを算出しております。
- 2.預金者の要求によって払出される要求払預金のうち、明確な金利改定間隔がなく、長期間引き出されずに金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しております。当行では、要求払預金の現在残高の50%相当額をコア預金とし、毎月一定額ずつ満期を迎え、最長5年、平均金利満期2.5年の定期預金とみなして金利リスク量を計算しております。
- 3.上記の金利リスクは、運用勘定と調達勘定の金利リスク量を相殺し、金融派生商品の金利リスク量を考慮して算定しております。